

新宿区教育委員会会議録

平成20年第9回臨時会

平成20年10月20日

新宿区教育委員会

平成20年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年10月20日(月)

開会 午前 9時01分

閉会 午前 9時11分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者 白井裕子 委員 羽原清雅  
教 育 長 金子良江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡部優子 教育政策課長 濱田幸二  
教育指導課長 上原一夫 教育施設課長 本間正己

書記

教育政策課管理係長 久澄聰志 教 育 政 策 課 管 理 係 主 査 安 川 正 紀  
教育政策課管理係 岩崎鉄次郎

## 議事日程

### 議 案

日程第 1 議案第 8 3 号 教育財産の取得の申出について

### 報 告

1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）

開 会

白井委員長職務代理者 ただいまから、平成20年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

本日の会議には木島委員長が欠席しておりますので、委員長職務代理者である私、白井が会議の運営を行います。

ほかに熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

議案第83号 教育財産の取得の申出について

白井委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第83号 教育財産の取得の申出について」を議題とします。

議案第83号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、議案第83号の内容について説明をさせていただきます。

教育財産の取得の申出ということでございます。

提案の理由でございますが、新宿区立市谷小学校に隣接する土地を同小学校の敷地として取得する必要があるためでございます。

1枚開いていただきますと、今回の申出の根拠になりますのは、上から2行目のところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第28条の2項に基づきまして、新宿区長に対しまして教育財産の取得の申出をする必要があるためでございます。

取得の内容でございます。

まず1番の取得予定でございますが、所在、それから地番、地目はそこに記載のとおりでございます。

地積としましては、1,317.99平方メートル、坪にしますと398.69坪ということで、これは実測でございます。

2枚目の裏面を見ていただきますと、地図を記載させていただいてございます。ちょうど市谷小学校の北側に面する形で、ほぼ正方形に近い形の土地でございます。ここにはビルが建っているような形でございますが、現在ここは更地になっている状況でございます。

周辺の状況については、左右については住宅地があるという形で、北側については道路に

面しているような形になってございます。

戻っていただきまして、記書きの2番のところの取得の理由でございますが、こちらのほうにつきましては、この本件土地の所有者のほうから、これを活用していただきたいと、この土地についての買い取りの要望があったということが区側にございました。また、それ以外にも、従来より学校、PTA関係者のほうから、ここは非常に大きな学校ということで、校庭が狭いためにいろいろと学校の運営上に制約があるということもございまして、非常に強く校庭等の利用を希望なされる方が多くあったということもございます。

そういったものを含めまして、教育委員会としましては、この隣接地を取得させていただき、市谷小学校の第二校庭として整備したいということでございます。

3番目の市谷小学校の現状でございます。

(1)は小学校ということで、学級数が今17学級、児童数が560名、校舎面積が3,999平方メートルです。括弧内は記載のとおりでございます。校地面積は4,739平方メートル、校庭の面積は1,666平方メートルということで、これは29小学校の中では、校庭の面積の大きさからいきますと3番目に小さいということで、逆に児童数が最大であるという実態です。1人当たりが約3平方メートルになってございます。

今回これを取得させていただきますと、校庭全体の広さは上から4番目になるということと、これが子ども1人当たり大体5.3平方メートルぐらいになってくるという形でございます。

(2)の幼稚園部分でございますが、ここは3年園をやっております、3歳、4歳、5歳、トータルで3クラス64名でございます。専用の園庭がないという形の中で、狭い校庭を時間をずらしながら活用しているという実態がございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

取得した後のこの利用の効果ということで、3点書かせていただいております。

第1点目は、第二校庭として整備させていただき、校庭の総面積を広くさせることで、遊びや運動が充実してくるという面が1点です。

2点目は、校庭の利用を幼稚園児、それから小学校の低学年、高学年に分けて使用することで、分離して使用することが可能になってまいりますので、子ども同士の衝突の回避等、安全性が高まるという点が2点目でございます。

3点目は、昇降口から北側への避難路をつくることで、児童の安全をより一層確保できる。この3点を利用の効果として考えているところでございます。

以上、説明でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

白井委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員。

羽原委員 固有名詞はなくてもいいんですが、所有者ですね、地主というか、これはどんな方ですか。言える範囲で、固有名詞じゃなくてもいいんですけども。

教育施設課長 固有名詞は申し上げられませんが、一般的に不動産業者が取得をしております。それで、マンション建設等を当初は予定していたというようなところでございます。

羽原委員 大手ですか。ほどほど。

教育施設課長 中小だというふうに認識しております。

羽原委員 わかりました。

白井委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第83号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 議案第83号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

#### 報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について

白井委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 本日、報告が1件ございます。

教育委員会の権限に関する事務について、新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行ということで、1件報告をさせていただきます。

これにつきましては、第10回の定例会のとき、これは10月2日でございますが、前回の教育委員会で決定をさせていただいた内容でございます。

この内容については、記書きのところでございますが、今回はその内容についての報告ということで、これは臨時代理に関する規則の第3条の2項に基づいて報告するものです。

内容は、記書きの1番目でございますが、臨時代理の指示を受けた内容と申しますのは、

別紙をつけさせていただきますが、前回御審議いただきました新宿区立子ども園条例の施行規則の一部を改正する条例を制定する関係で、10月10日が第3定例会の最終日ということでございます。この条例が通りましたら即規則をつくり、施行しなくてはいけないという関係がございました。そういった日程的な制約がある関係で、臨時代理という形で指示をしてきたものでございます。

ただし書きにございますように、原案の条例が原案どおり可決するということが前提でございましたが、10月10日の日に第3定例会で、条例につきましては原案どおり可決されてございますので、この指示に基づいて規則を制定してきた経過がございます。

2番のところの臨時代理の内容につきましては、別添に書いてございますように、この規則の内容を制定したところでございます。

臨時代理を行った日は、平成20年10月10日ということになってございます。

2枚目以降については規則の内容、これは前回お示ししました内容と全く同じものがございます。

以上でございます。

白井委員長職務代理者 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

〔なしの発言〕

白井委員長職務代理者 いいですか。

ほかに御質問がなければ、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前 9時11分閉会